

自動車税(種別割)の減免上限額

45,000円(概ね10%重課対象車は49,500円、概ね15%重課対象車は51,700円)

※上記3(2)の構造減免対象車両は上限の設定はありません。

自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免上限額

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額

※身体障がい者等が運転又は利用するための特別な改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。